

令和元年度 一般社団法人東京建設業協会との意見交換会

- 日時：令和2年2月14日（金）10時00分～11時00分
- 場所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

- （1） 都の入札契約制度等に関する要望について
- （2） その他報告等

3 閉 会

令和2年2月14日

令和元年度 一般社団法人東京建設業協会との意見交換会 出席者名簿

◎ 一般社団法人 東京建設業協会	(敬称略、順不同)
会長	飯塚 恒生
副会長	伊藤 寛治
副会長	松嶋 潤
公共工事制度研究部会部会長	安達 孝行
公共工事制度研究部会副部会長	末松 直紀
公共工事制度研究部会委員	若山 裕介
公共工事制度研究部会委員	戸澤 哲
公共工事制度研究部会委員	齊藤 隆
公共工事制度研究部会委員	横山 裕康
公共工事制度研究部会委員	秋元 健太郎
公共工事制度研究部会委員	小坂 浩
公共工事制度研究部会委員	木下 雅夫
公共工事制度研究部会委員	大宮司 壮
公共工事制度研究部会委員	鴨下 達也
公共工事制度研究部会委員	塩月 知道
公共工事制度研究部会委員	樋口 秀剛
公共工事制度研究部会委員	野村 秀樹
専務理事	野瀬 達昭
事務局長	近藤 義弘
事業部長	市川 光一
会長秘書	真安 俊之
副会長秘書	鴨田 真人
事務局	澤野 泰彦
事務局	池田 良介

◎ 学識経験者

入札監視委員会制度部会長	堀田 昌英
入札監視委員会制度部会委員	仲田 裕一
入札監視委員会制度部会委員	斉藤 徹史

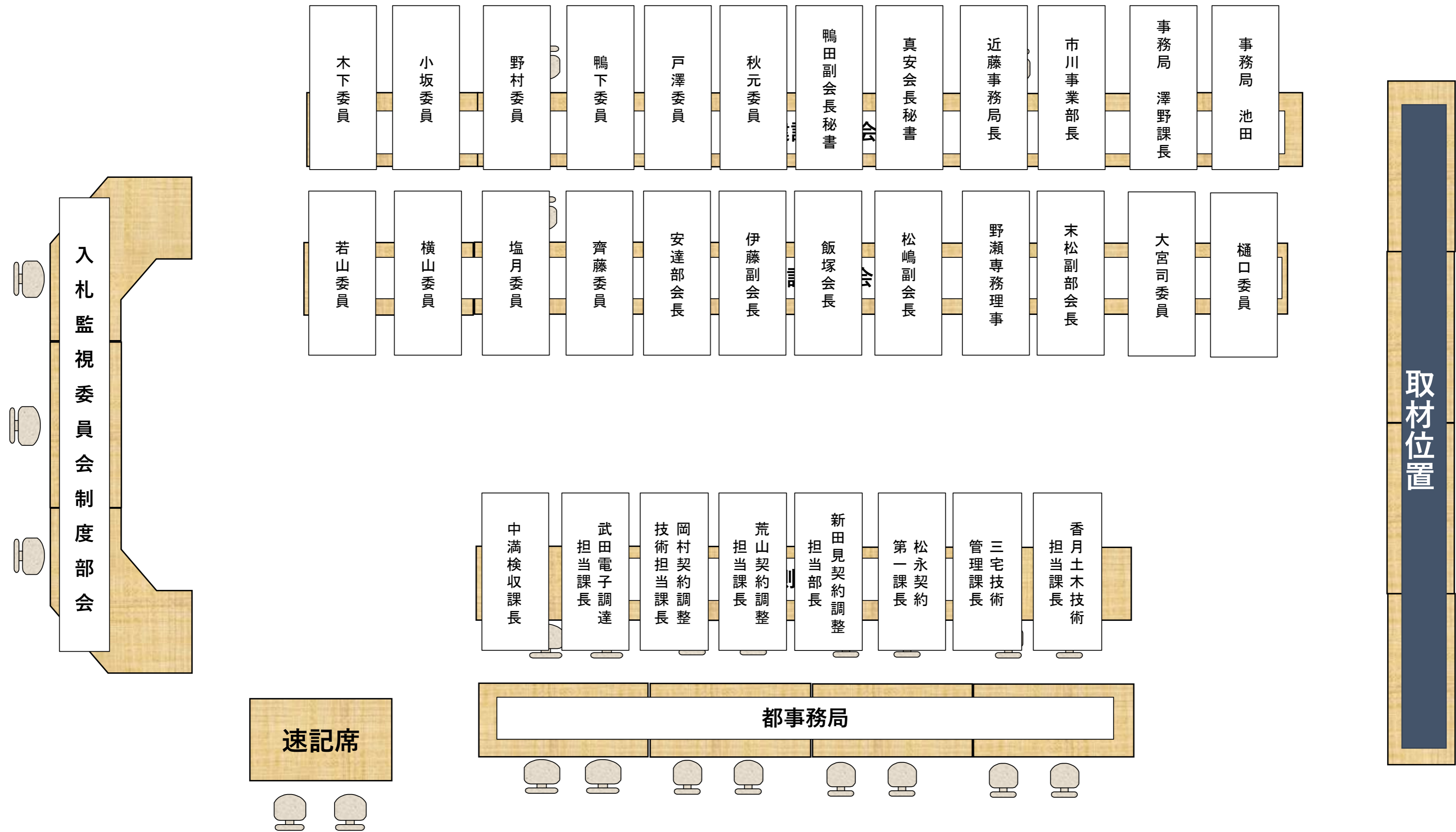
◎ 都側職員

財務局契約調整担当部長	新田見 慎一
財務局経理部契約調整担当課長	荒山 英之
財務局経理部契約調整技術担当課長	岡村 忠祐
財務局経理部電子調達担当課長	武田 秀章
財務局経理部契約第一課長	松永 光智
財務局経理部検収課長	中満 正志
財務局建築保全部技術管理課長	三宅 雅崇
財務局建築保全部土木技術担当課長	香月 高広

東京建設業協会との意見交換会 会場レイアウト図

日時: 令和2年2月14日(金) 10時00分

場所: 第二本庁舎31階 特別会議室22



※座席のレイアウトについては現時点での予定です。

プレス受付

(敬称略)

東京都財務局との意見交換会 提案要望

I. 入札契約制度の改善

(1) 入札公告時公表の工程表の改善

入札公告時には工程表が公表されることとなっているが、土木工事については未だに公表されていない案件が散見される。

入札参加者は工程表によって、発注者の工程の考え方や、現場条件をより具体的に理解することができ、それにより適切な見積価格を算出できることを期待している。

については、都発注の全案件において、入札公告時に工程表の公表を徹底し、工程表には実際の現場条件や準備期間などを反映し、工期設定の根拠を示すよう、さらなる改善を図っていただきたい。

(2) 入札公告時における見積参考資料の提示・内容充実

都発注の土木工事では、入札参加資格確認通知時等に見積参考資料を提供していただいているが、入札参加者が適切に見積できる期間が確保できない。

については、建築工事の案件と同様、土木工事の案件でも公告時に見積参考資料（工程表含む）を提供していただきたい。

また、特別調査を行った工種は一式表示されているなど、内容が不明であることから、見積参考資料の充実を図っていただきたい。

(3) 積算基準等の改善

東京都各局では、工事価格算定のための積算基準を公表し、毎年、実態調査を基に改定されているが、会員企業からは、土工事、躯体工事等の工事費や、土砂等運搬費、交通誘導警備員の単価など、実態価格との乖離を指摘する声が多数挙がっている。

については、適切な工事価格となるよう、現場条件、施工数量を十分に考慮のうえ積算基準の見直しを図り、乖離を抑制していただきたい。

(4) 入札公告時における提供データの配布・形式変更

入札公告時に工事費総括書・種別内訳書の電子データを配布していただいているが、PDF ファイルでの提供により、見積作業用の Excel ファイル等が別途必要となり、入札参加者の業務の効率化の妨げとなっている。

受発注者の業務効率化に向けて、工事費総括書・種別内訳書を Excel ファイル等で配布していただくとともに、落札時に工事費内訳書の提出が必要な案件については、入力用の電子データも提供していただきたい。

(5) 低入札価格調査制度の見直し

都の低入札価格調査制度は現在、数値的失格基準や工事成績判断基準などを導入し、厳格に運用していただいているところである。

一方、国は各自治体に対して失格基準価格の水準を調査基準価格に近づけ、ダンピング対策の実効性の確保を求めている。

東京都においては、低入札価格制度の厳格な運用を継続するとともに、一定金額未満の総合評価方式適用案件における失格基準価格と同様に、数値的失格基準を調査基準価格に近付けるよう引き上げていただきたい。

Ⅱ. 設計変更の適切な対応

(1) 設計変更時における事務所及び監督員等の対応改善

受注した工事において設計変更に至る事象が発生した際、事務所・監督員による差はあるが、変更をなかなか承認してもらえない状況が散見される。会員企業からは「減額変更は積極的に行われるが、増額変更には消極的」、「数量・金額が決定しないと作業に着手できないにもかかわらず、変更理由にこだわり判断や決定が遅い」といった声が挙がっている。

受注者の円滑な施工を確保するため、設計変更ガイドラインなどに基づき、前向きに対応していただきたい。

(2) 設計変更時における過度な受注者負担の是正

設計変更を協議している際、発注者から過度な受注者負担を強いられる場合があり、会員企業からは「設計不備による変更が認められず、自費施工となった」、「設計内容に現地との相違や数量不足が明白な場合でも、受注者に詳細な資料提出や理由付けを求められた」などの事例が挙がっている。

過度な受注者負担は、地域の担い手である建設会社の疲弊につながるため、是正していただきたい。

(3) 設計変更に伴う金額・工期変更の適切な対応

設計変更に至る事象が発生したにもかかわらず、「積算基準にない工種に対して、無理やり他の工種を採用し積算している」、「少量の舗装改修、看板類の追加等をイメージアップ費で行うよう指示された」等、金額や工期の変更が適切に行われず、受注者の負担につながっている場合がある。

については、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額や工期の変更が確実に行われるよう、適切に対応していただきたい。

Ⅲ. 働き方改革の推進

(1) 工期設定・条件明示のさらなる改善

「働き方改革関連法」の施行に伴い、建設事業者においても、時間外労働の削減に向けた取り組みが求められているが、都発注工事では、工期設定や条件明示が不十分なため、週休2日の実現や長時間労働の是正は難しいものとなっている。

財務局では、「週休2日モデル工事」の試行などに取り組まれているが、施工時期の平準化にも配慮いただきながら、契約から着工までの準備期間等を含め、ゆとりのある工期を設定していただきたい。また、工事遅延につながるリスク把握のため、現場施工条件の詳細を開示するよう、改善を図っていただきたい。

(2) 週休2日の実施に伴う必要経費の補正係数の引き上げ

週休2日の実現に向けて、財務局では、「週休2日モデル工事」において、週休2日の実施に伴い増加する共通仮設費等、必要となる経費を適切に積算計上できるよう補正係数が導入されている。

しかし、現在の補正係数では、技能労働者の賃金水準や現場経費の確保は難しいことから、建設業者が週休2日に積極的に取り組めるよう、必要経費の補正係数をさらに引き上げていただきたい。

(3) 自然災害等が発生した際の柔軟な工期延長及び休日振替制度の採用

週休2日の実現にあたっては、十分な工期が確保されていることが重要となるが、昨今のゲリラ豪雨や積雪、地震などの自然災害が発生した際には、災害対応により十分な工期が確保できないことが想定される。

については、自然災害が発生した際には、工期延長に柔軟に対応いただくとともに、被災状況によっては休日を別日に振り替えられる制度を採用していただきたい。

IV. 書類の簡素化・生産性の向上

(1) 「書類削減モデル工事」の拡大・書類の統一化

東京都では、工事関係書類の削減・簡素化に向けて、来年度、建設局が先行実施中の「書類削減モデル工事」の他局での実施や、統一様式の一部削減について検討されているところである。

工事書類の種類が多いと感じる会員企業が多いことから、モデル工事対象を迅速に拡大されるとともに、竣工検査資料なども削減・簡素化の対象として検討していただきたい。また、各局で類似している書類は統一していただきたい。

(2) 「工事情報共有システム」の活用

国や自治体では、受発注者のコミュニケーション円滑化、工事書類の処理迅速化、監督検査業務の効率化などを目的に、情報共有システムの活用が進む中、東京都では、建設局が中心となって、「工事情報共有システム」の活用が図られているところである。

しかしながら、財務局においては同システムが活用されていないことから、迅速に同システムを採用していただくとともに、活用にあたっては電子と紙での二重提出につながらないように運用していただきたい。

(3) 生産性向上に資する工法の積極採用

生産性向上を目的とした新工法を提案した場合、在来工法との単純なコスト比較によって採用されない場合がある。

については、生産性向上が見込まれる工法が幅広く採用されるよう、工期短縮や省人化、品質・安全確保も踏まえた工法決定フローを確立していただくとともに、工法採用時には、施工承諾ではなく設計変更で対応していただきたい。

(4) 竣工検査の改善

財務局工事の検査は、施工数量検査となっており、数量を確認するための写真撮影や寸法計測の頻度が多く、品質・出来形確認のための施工管理基準の頻度と乖離して多大な業務負担となっている。

については、受発注者双方の業務効率化の観点からも、竣工検査の内容を見直し、改善を図っていただきたい。

事務連絡
平成31年3月29日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

ダンピング対策の更なる徹底に向けた
低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を適宜見直すこととされています。

今般、平成31年3月28日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）における調査基準価格の設定範囲につき、その上限を10分の9から10分の9.2に引き上げる等の見直しが行われました（別添1参照）。また、同月26日付けで国土交通省においても同様の見直しを行ったところです（平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事が対象。別添2及び別添3参照。）。

これまで、地方公共団体に対しては、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成30年11月9日付け総行第240号・国土入企第43号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、この度、改めて低入札価格調査における基準価格の見直し等を図るよう、各都道府県及び各指定都市に対し、法20条第2項に基づき、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第103号
国土入企第65号
平成31年3月29日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

ダンピング対策の更なる徹底に向けた
低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準

価格（以下「調査基準価格」という。）を適宜見直すこととされています。

今般、平成31年3月28日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）における調査基準価格の設定範囲につき、その上限を10分の9から10分の9.2に引き上げる等の見直しが行われました（別添1参照）。また、同月26日付けで国土交通省においても同様の見直しを行ったところ（平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事が対象。別添2及び別添3参照。）。

これまで「公共工事の円滑な施工確保について」（平成30年11月9日付け総行第240号・国土入企第43号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格についてその算定方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、各地方公共団体におかれては、今回の見直しを踏まえ、下記の措置を講ずることによりダンピング対策の更なる徹底を図るよう、法第20条第2項に基づき改めて要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお願ひします。

記

1. ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。特に、人口や年間発注金額等に照らして一定程度の規模を有する団体においては、速やかに検討を行うこと。

また、今般の中央公契連モデル及び国土交通省の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その設定範囲の改定等により適切に見直すこと。その際、国土交通省では、別添3の「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」のうち、「2 本基準の運用について（1）工事の請負契約の場合」の口の「特別なもの」の運用に関しては、別添4のとおり取り扱うこととしたので、これを参考に、低入札価格調査基準及び最低制限価格の適切な運用に努めること。

なお、一部の地方公共団体においては、入札金額に応じて調査基準価格や最低制限価格が変動する算定式を用いているケースが見受けられるところ、多くの場合ではその価格が中央公契連モデルよりも低い水準となっており、ダンピング受注の防止に十分機能していないのではないかとの疑義があることを踏まえ、同算定式を導入している団体にあつては、適切に見直し等の検討を行うこと。

2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて

調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

3. ダンピング対策の実効性の確保について

ダンピング受注の防止を徹底するため、下記の措置等を講ずることにより、ダンピング対策の実効性を確保すること。

- ・低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することとし、その実施に当たっては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効性を確保すること。
- ・国土交通省直轄工事においては、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を導入し、ダンピング受注の防止を徹底しているところであり（別添5）、この取組も参考に、総合評価落札方式による入札において競争参加者の施工体制を適切に評価することにより、ダンピング受注の防止を徹底すること。

4. 公共工事に関する調査及び設計の発注におけるダンピング対策について

公共工事に関する調査及び設計の発注については、これまでも「公共工事の円滑な施工確保について」等で、公共工事に準じ、ダンピング対策の強化に努めるよう要請してきたところである。今般、国土交通省において、別添3のとおり、これらのうち一部の契約について、調査基準価格の設定範囲等の見直しが行われたことから、これを踏まえ、調査及び設計の発注に当たっ

ては、1. から3. に準じ、ダンピング対策の強化に努めること。

以上

工事請負契約標準約款の一部改正について

◇ 東京都の契約で使用する工事請負契約標準約款について、改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日付けで、一部を改正します。

施行日：令和2年4月1日 適用：施行日以降に契約締結する案件

主な改正箇所

瑕疵担保責任に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、「瑕疵」という用語を、「種類又は品質に関して契約の内容に適合していないもの(以下「契約不適合」という。)」に見直しました。
- 改正民法を踏まえ、契約不適合があった場合の発注者の権利として、履行の追完請求権と代金の減額請求権を規定しました。

契約不適合責任の担保期間に関する見直し

【改正の概要】

- 発注者は、工事目的物の引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができないこととしました。
- 上記にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わないこととしました。
ただし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができることとしました。
- 上記で規定したそれぞれの期間内に契約不適合を発見した旨を通知したときは、当該通知から1年以内に請求等を行うことで当該期間内に請求等をしたものとみなすこととしました。
- そのほか、契約不適合が受注者の故意又は重過失によるものであるときは民法の定めるところによること等を規定しました。

契約解除権に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、発注者の解除権、受注者の解除権共に催告解除と無催告解除に分けてそれぞれ解除事由を規定しました。
- また、催告解除については、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととしました。

損害賠償請求権に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、発注者の損害賠償請求権については、工事目的物に契約不適合があるときや受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定しました。
- また、受注者の損害賠償請求権については、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定しました。

その他の見直し

【改正の概要】

- 遅延違約金等の利率の根拠を明確に規定しました。
なお、現時点での当該率は年5%であり、当面の運用に変更はありません。
- 契約保証金の納付に代わる保険会社との間の履行保証保険契約及び保証事業会社の保証については、契約の解除が破産法の規定による破産管財人、会社更生法の規定による管財人又は民事再生法の規定による再生債務者等によりなされた場合についても保証されるものでなければならないこととしました。
- これまで、受注者に排除措置命令又は課徴金納付命令(以下「命令」という。)があった場合を契約解除の対象としてきましたが、今後は、命令の対象とならない違反事業者であっても契約解除の対象とすることとし、併せて、損害賠償請求の対象とすることとしました。

※ その他、所要の改正を行いました。

★ 設計等委託の契約約款及び関係規程等も順次見直していきます。